

# 産業建設委員会記録

令和3年6月30日（水）

09時58分～14時43分

全員協議会室

【委員】串崎委員長、飛野副委員長

川上委員、野藤委員、笹田委員、布施委員、道下委員

【委員外】西川議員、上野議員、永見議員、牛尾議員

【議長団】

【執行部】砂川副市長

（産業経済部）佐々木産業経済部長、大驛商工労働課長、大谷産業振興課長、  
石原農林振興課長、永見水産振興課長、岸本観光交流課長

（都市建設部）戸津川都市建設部長、西谷建設企画課長、倉本維持管理課長、  
邊建築住宅課長

（三隅支所）田城支所長、久佐産業建設課長

【事務局】近重書記

---

## 議題

### 1 請願者等の意見陳述

- (1) 請願第22号 島根県西部地区有害鳥獣捕獲研修センターの設置を求める  
請願について
- (2) 陳情第208号 浜田市の住宅修繕方針の明確化を求める陳情について
- (3) 陳情第209号 住宅における危険な可能性のある備品の撤去を求める陳情  
について
- (4) 陳情第210号 長浜の危険な水たまりへの対応を求める陳情について
- (5) 陳情第211号 市が所有する住宅の連帯保証人撤廃を民間に先立って進め  
ることを求める陳情について

### 2 請願第22号 島根県西部地区有害鳥獣捕獲研修センターの設置を求める請 願について

【賛成全員 採択】

### 3 陳情審査

- (1) 陳情第195号 熱田14町内 石原自治会にある歩道の段差の改修を依頼す  
る陳情について
- (2) 陳情第208号 浜田市の住宅修繕方針の明確化を求める陳情について
- (3) 陳情第209号 住宅における危険な可能性のある備品の撤去を求める陳情  
について

【賛成全員 採択】

【賛成全員 採択】

【賛成少数 不採択】

（裏面に続く）

- (4) 陳情第210号 長浜の危険な水たまりへの対応を求める陳情について  
【賛成少数 不採択】
- (5) 陳情第211号 市が所有する住宅の連帯保証人撤廃を民間に先立って進めることを求める陳情について  
【賛成少数 不採択】
- 4 議案第59号 浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例について  
【全会一致 可決】
- 5 議案第60号 市道路線の廃止について（今福82号線）  
【全会一致 可決】
- 6 議案第61号 市道路線の認定について（浜田566号線外）  
【全会一致 可決】
- 7 所管事務調査
- (1) 岩多屋跡地の活用について 【商工労働課】
- (2) 令和3年度 浜田港の利用状況について 【産業振興課】
- (3) 土木建築等技術職員の資格保有状況について 【建設企画課】
- (4) ゆうひパーク三隅のオープン後の状況について 【三隅支所産業建設課】
- 8 執行部報告事項
- (1) 漁業別水揚げについて 【水産振興課】
- (2) 2021石州浜っ子夏まつりの開催について 【観光交流課】
- (3) 浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金令和3年度採択団体について  
【観光交流課】
- (4) 市道の廃止・認定の状況について 【維持管理課】
- (5) その他
- 9 その他
- 10 請願等の意見陳述実施にかかる意見について（委員間で協議）
- 11 はまだ議会だより読者アンケートへの対応協議について（委員間で協議）
- 12 産業建設委員会の取組課題について（委員間で協議）

## 【議事の経過】

〔 10 時 00 分 開議 〕

申崎委員長

ただいまから、産業建設委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。

本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から議題に関係のある管理職のみの出席となっているので、よろしく願います。

それでは、レジュメに沿って進める。

## 1. 請願者等の意見陳述

申崎委員長

請願者や陳情者が事前に希望された場合、委員会審査の場において、請願・陳情の趣旨や意見等を述べる機会を設けることとなった。

今回付託された内、請願1件、陳情4件について、意見陳述の希望があったので実施する。

まず、陳述者から請願・陳情の趣旨や意見等を書面では伝え切れなかったことを述べていただき、その陳述内容や請願・陳情について委員から陳述者へ確認・質疑を行う。陳述者から、委員や執行部への質疑はできないこととしている。

また、陳述者の意見陳述時間は、1件につき3分以内である。

副委員長がタイムキーパー役を務め、2分30秒になったらベルを1回鳴らし、その後2分50秒でベルを1回鳴らすので、終了してもらいたい。

意見陳述の内容は、当該陳情に係る内容とし、当然ながら個人情報に関することや誹謗中傷の発言は行わないでいただきたい。

なお、委員長の指示に従わない場合は、意見陳述を中止するのでご承知おきいただきたい。

意見陳述を全て終了した後、引き続き請願審査・採決、陳情審査・採決を行うのでよろしく願います。

## (1) 請願第 22号 島根県西部地区有害鳥獣捕獲研修センターの設置を求める請願について

申崎委員長

陳述者（下谷氏）

意見陳述をお願いします。

私は浜田市猟友会の会長を務めている下谷と申す。本日はこの場を設けていただき誠にありがたく感謝を申し上げます。

先ほど委員長が言われたように、島根県西部の鳥獣被害捕獲研修センター設置の請願について、先般、3人の議員にご紹介いただき議長に請願した。その請願について説明する。

近年、自然生態系が地域の人々の生活環境も及び、ツキノワグマやイノシシ、ニホンジカ、さらには外来種のヌートリア、

アライグマなどの被害は非常に甚大である。

我々浜田市猟友会ではこのことを解消すべき狩猟免許の事前講習会や罠かけ設置講習会、さらには狩猟者の技術向上に努めている。また、全国的に地域の有害鳥獣捕獲にかかわる会員の高齢化や後継者不足がちである。中山間地域において鳥獣被害は毎年顕著であり、耕作意欲も低下し、耕作放棄地が増大し、この浜田市の駆除班のみでは今後対応が非常に懸念される場所である。鳥獣捕獲研修センターでは地域の皆とともに鳥獣被害対策を共有しながら、安心して安全な中山間地域の構築に汗を流していかねばならないと考えている。

浜田市の面積の大方9割が中山間地域ということ踏まえつつ、地域と連携を取り、鳥獣対策の要としてなくてはならない施設であるとする。

また、昨年令和2年度、ツキノワグマの被害状況は県下で、状況、被害、あるいは出没状況が島根県でトップである。そういったところを踏まえながら今後一生懸命私たちに努力していくので、ご審議のほどよろしく願いして陳述を終わる。

串崎委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。

布施委員

陳述者の趣旨はよくわかった。基本的に私は研修センターの必要性は感じている。この請願、市町村の首長にも同意をいただいたということで署名捺印がある。これについては非常に重いと思うが、署名捺印をいただいたのが平成29年。今は令和3年である。タイムラグがある。なぜそういった年数を踏まえて今の請願になったのか伺う。

陳述者（下谷氏）

平成29年10月に市長に陳情している経過がある。その折、これを各市町の首長にお願いしながら了解した。それから県西部の各市町の首長にはご理解いただけないというのがこれまでの経過である。

布施委員

内容を見ると、猟友会、これも大きくは鳥獣被害の駆除にはなくてはならないものと思っている。その中で鉄砲の所持となると警察署の保管管理も非常に厳しくなり、持っているのだが免許更新を、高齢を理由に手放される事例も私の近くにある。そういう実情もあると思うのだが。講習場所がなかなかないということも聞いた。私が把握しているのは後野町に散弾銃とか狩猟で使用して撃つ、講習ができる場所がある気がしたのだが、そういった場所での研修センター設置を望むのか、新たに適地を求めて違うところに求める請願なのか確認しておきたい。

陳述者（下谷氏）

このことについては先ほど述べたが、狩猟者も65歳以上の高齢者がほとんどで、7割くらいを占めている。県下でもそう

だし浜田市もそうである。その中において先ほど言われた銃の検査あるいは講習場所、あるいはルール・マナーを学ぶ場所が、現在の後野町にある射撃場のみである。そこについてはいろいろとトップの方をお願いして、この道路、アクセスを広げてほしいと申し上げたが、なかなか困難であろうということで、私独自で地権者を探してきた。しかしながらこれが関西・関東へ行っておられるので、土地の買収はなかなか難しい。それから手狭なところであるし、何とか新しいところを設けていただき、そこで一生懸命研修しながら、あるいは先ほど言われたが、銃の検査・講習についてはあちこちの会場をたらい回しというのが現状である。であるならば、拠点づくりとしてこの研修センターをつくっていただきながら、地域の皆と一緒に鳥獣被害について解消していきたいと考えている。

布施委員

今の請願者の答弁はよくわかる。であるならば、結構広い面積が要る。まち中ではできない。住民の合意形成、騒音などいろいろなものが影響してくる可能性がある。そうすると適地が絞られてくると思う。請願者が適地を自分たちで見つけてくるから、建設などをしてくれというのもあろうし、適地まで浜田市につくるのであれば、関係課が候補地を幾つか出して選んでいただく方法があるかと思う。どこまで請願者が関与されるのか。

陳述者（下谷氏）

このことについては市の担当者と一緒になって、協力しながら今までもずっとやってきた。さらには各支所にもご協力を仰ぎながらやっている。冒頭に申し上げたが我々猟友会は任意の団体である。任意団体とは、団体がおもしろおかしく狩猟を行いながらやっていく団体だが、最近は狩猟より有害鳥獣捕獲のほうが本当に厳しく、日常茶飯事になっているし、今朝ほども無線放送で放送した金城のスマートインターにまたツキノワグマが出たという状況がある。そういったところを見ると、今までずっと山野を駆け巡って楽しんだハンターが、今度は地域のために何ができるかを一生懸命考えた折に、このことを出したと理解していただけたらと思う。

野藤委員

各市町の首長の同意書がついている。平成29年なのでそのころから相当鳥獣被害の影響は大きくなっていると思う。「賛同します」と書いてあって、浜田市と江津市の首長だけは運営についてまで踏み込んで書いてある。

要望は適地選定から建設までご助力と書いてあるが、例えば、土地代はいろいろ違うのだろうが大体どの辺までの助力を考えておられるか。具体的などころまで踏み込んで、担当者とお話をされているか。その辺はいかがか。

陳述者（下谷氏）

まず令和2年度のツキノワグマの浜田管内の状況だが、管内

捕獲数は昨年が74頭である。その中で金城町がトップで、その次は浜田市内。続いて旭町、弥栄町、三隅町、桜江町、江津市という順番である。

それから、この研修センターにおいてどの程度のものをやるのかと言われたが、これは私たち猟友会ができる範囲のことはできるが、まずもって一番大事な要点は、中山間地域におられる集落の皆に、ここで研修をしていただきながら、あるいは二日か三日かわからないが研修をしていただきながら、自分の集落は自分たちで守るのだというものを立ち上げていただき、なおかつ特例としてこの研修センターで研修をしていただくならば、このライセンス不要で特例として自分の集落は自分で守っていただけるようなシステムにしていかなければならないと思っている。

野藤委員

西部地区を対象としたセンターとして請願されているが、東部には実際にそういう研修センターや運営の方法があるのか。大田市以西の首長にお願いされているので、結局東部の、雲南市や奥出雲町に東部地区研修センターがあるのかと。その雛形というか、そういう運営をされている地元地域の猟友会の方があって、そういうものがこちらにもあればという意味合いも入っているのかと思ったのだが、東部にはないのか。

陳述者（下谷氏）

これは全国的に見ても、鳥獣被害捕獲研修センターというものはない。私たち猟友会の役員が集まって、このような形にしようと。これは仮称だがそういう文言をつけさせていただいた。当初これを私が進めるに当たって7年目になる。そういう中、島根県西部、川本町以西、鹿足郡までの会長にもご了解をいただいている。しかしながら今年の3月に、県庁の鳥獣対策室の室長が浜田市の合同庁舎に来られた。合同庁舎の農林課の部長と、私と、事務局との4人で話をしてきた。その中身だが、なかなか鳥獣対策室の室長いわく、この浜田市が県西部の主要だからということであなたがやられたかもしれないが、温度差があるのだと。ではどうかといったときに、十中八九無理だろうという答弁を県庁からいただいた。

私はいわく、ではこのものを進めるに当たってどのような近道があろうかとお尋ねしたところ、それなら浜田市と県と国とで3者でやったほうが近道だと言われたので、今回この請願を出した。

野藤委員

最後の請願者の言葉が真実だろうと思っている。島根県は中山間地研究センターがあり、平成29年から令和2年度までの鳥獣被害数が右肩上がりになっている。しかも狩猟者は右肩下がり減少していることもあって、例えば農林被害もだが人的被害が出たときに、まずお願いするのは猟友会だろうと思っている。

道下委員

先ほどおっしゃったように、国県を巻き添えにというか。国が一番筆頭になって手助けしてもらわないと、この問題が解決するというか、センターの立ち上げには至らないと思う。しっかりやっていただきたい。

陳述者（下谷氏）

1点。大田市の猟友会の署名捺印がないが、何かあるのか。当初7年前にこのことをやるに当たり、浜田市独自では無理だということをご理解いただきたい。その中において県西部の川本町から鹿足郡までの猟友会長と2度も3度も会議に来ていただいた。その折に「下谷さん。これはよいことだから私たちも協力してやるから、やろうではないか」という話をいただいたので、皆に猟友会長としての署名捺印をいただいた。

串崎委員長

大田市の猟友会の会長のところに署名捺印がないが、なぜ取れなかったのかということだが。

陳述者（下谷氏）

このことについては、大田市も一応仲間に入っておられたが、電話連絡で、うちは猟友会で射撃場を設けているのでこれは辞退するという話だった。私は説得をしたが「射撃場だけではない、研修センターだから皆とスクラムを組んで鳥獣被害を解決しようという施設なのだ」と言ったが、「うちは射撃場があるので遠慮する」ということだった。

串崎委員長

ほかにあるか。

（ 「なし」という声あり ）

## (2) 陳情第208号 浜田市の住宅修繕方針の明確化を求める陳情について

串崎委員長

意見陳述をお願いします。

陳述者（森谷氏）

市の建築住宅課の考えが二転三転してはっきりしない。総合振興計画が浜田市の憲法の形である。そこでは品質のよい住宅をつくるとか、快適な住環境だとか、安全良好だとか、まさにそのとおりと思うことがいっぱい書いてある。マスタープランについても同じ。総合振興計画に合わない条例は少しずつ変えていくという大きな流れがある。原状回復が浜田市の方針と言われているが、総合振興計画の考え方と違う。

例えば40年前に中程度の住宅をつくった、40年たったなら中程度に原状回復するということは点数でいえば20点レベルの原状回復になる。しかし40年たっているわけだから、40年前の状態に戻したのではいけないだろう。今の状態に合わせなければいけないだろうというところがだめになっている。原状回復というのは、40年前に戻すことである。

そうは言いながら、三隅の若者住宅では浜田市の方針で畳をフローリング化する。これは原状回復ではない。指定管理が去年10月にあったとき、その情報を課で共有しておらず、指定管理の落選結果が出た1週間か2週間後に、三隅は原状回復ではなかった。浜田市の方針としてよりよい住宅、畳はフ

ローリングにというレベルだったというのが共有化された。課長もそのとき初めて、三隅は浜田市の方針としてよりよい住宅ということで決まっているのがわかった。

指定管理者は個人情報ではないから言うが、浜田土建の場合はフローリングに直しているときも、原則話し合いがなければいけないのに、話し合いはなかった。話し合いの資料が残っていないということで、ばらばらになっている。私はマスタープランに基づいたよりよい修繕をしなければいけないと思っているのだが、変更前の条例に縛られている気がする。その辺を変えていっていただきたい。

串崎委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。

布施委員

これは前回も陳情された。執行部にも確認した。指定管理のときにプレゼンをされるのは当然のことだが、指定管理を受ける際、そういった項目、浜田市が出す場合には基準があり、それに沿ってプレゼンすると思う。現状に合ったことをプレゼンしないと評価基準に値しないということはあると思う。それを承知の上でプレゼンされた業者はルールに従っていたと思う。

今の陳情を見ると、その後で原状回復は現代にマッチした形にしてもよいのではないかという陳情である。そういう趣旨の、総合振興計画に沿った新しい考え方にしてくれという陳情内容ということでよいか。

陳述者（森谷氏）

総合振興計画に沿った考えでやればよいだけ。建築住宅課の不勉強さがある。総合振興計画はどういうことを住宅に対して要求しているか、はっきりわかってない。これ一応憲法では、今の条例が憲法と違うように制定されるなら若干修正を加えないといけないが、担当係は今の条例が100%正しいのだという前提で理論構成しているが、実際はしている。三隅では、原状回復ではなく条例と違う形で進んでいることも知っていた。その辺が1個1個、無意味に隠したり、無意味に違う方向に進んだりするから、総合振興計画そのものをシンプルに適応すればよい。我々もよりよくなることがよい。住宅の改修だけが原状回復、畳は畳というのは合っていないのに、そうせよということを、あらかじめ審査員に配っている。そこまでばかなことをしている。修繕も当然よりよく、住民サービス増進に決まっているからそのようにするだけの話。

布施委員

陳情者、担当者も一生懸命やっているので、非難はなるべく避けてほしい。

川上委員

最終的に陳情者は、原状回復ということ自体が今になじまないから、しっかり現代に合うように直すべきだろうということか。



陳述者（森谷氏）	そのとおり。民間のアパートも現代に合うようにして空室にならないように、お客を呼び込めるようにしている。基本は同じ。そのとおりである。
川上委員	私も住むのであればなるべく環境のよいものにしてあげたほうがよいと思うので、市としてもその方向性で進めるようにすればよいということか。
陳述者（森谷氏）	そのとおり。総合振興計画に沿って考えてくれればよいだけの話。
串崎委員長	ほかには。 ( 「なし」という声あり )

**(3) 陳情第209号 住宅における危険な可能性のある備品の撤去を求める陳情について**

串崎委員長	意見陳述をお願いする。
陳述者（森谷氏）	これも誠に悲しいことだが、私が審査員でもこのような細かいことをいちいち陳情するののかという気持ちにはなるのだが、実際このようなことが行われているので、仕方なく陳情している。 冬に三隅の海石住宅で停電があり、原因は電流が流れ過ぎたということで、住宅内の電気製品から煙や火が出た。全部交換なのだろうと思っていたら、冷蔵庫は変えてない。冷蔵庫から煙が出たということは知っているが、指定管理者なので。その理由は、住民が冷蔵庫は変えなくてよいと言ったから変えなかったとのことで驚いた。消防や業者に聞いても、ありえない話。しかし建築住宅課はそれでよいという。万が一それが原因で火が出て類焼、延焼したときにどう責任を取るのか。煙が出たことがあきらかな冷蔵庫は変えるべきである。ここで声を大にしないと公文書にも残らないし、私が何度言っても門前払いなので、ここで、当たり前のことをお願いする。
串崎委員長	この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。
布施委員	この海石住宅の件も前回出た。執行部の採決の際に説明を求めると、すでに対応済みとのことで、賛成少数で否決した。それ以降また同じ陳情が出た。多分陳情者も、自分の仕事上、住宅における個人所有と公の所有の大家さんが管理する部分の責任区分は十分ご存じだろう。冷蔵庫はあくまでも住民個人の所有である。住むところは公営であっても、中の機器は個人所有になっていると私は理解している。多分説明もそうだったと思う。もし煙が出たときに市が対応したということで、個人の了解を得ているという答弁をいただいた。個人がよいというものを、陳情者からいかなものかということで

陳述者（森谷氏）

陳情が出ているが、個人が不要というものを私らがどう判断しろというのか非常に難しい。個人はあくまでも直してくれと言っておられるのか。

そういう問題ではない。個人がよいと言ったからよいというものではない。個人宅が火事になったら消防が来た、しかしうちは燃えていてもよいから帰れというわけにいかない。それと同じで、そもそも冷蔵庫から煙が出た原因は、浜田市に積極的な原因でないにしても、老朽化で配電盤がさびてショートしたことが理由である。それによって電流が流れ過ぎて、宅内の機器が壊れた。積極的ではないにしても配電盤を所有しており管理を怠った浜田市に責任がある。本人の意思とは関係なく、火災につながる可能性があれば本人を説得してまで冷蔵庫を変えなければいけない。不安な状態のものを残せば近所にも迷惑がかかる。本人の了解とは無関係である。

川上委員

陳情者が言うことは、主たる原因である配電盤の過電流が原因だろうと。もともと電話機もそうであったので。同じ状況であれば過電流が発生し、煙が出たということであれば原因は配電盤にあるのだから、ぜひ交換しておくべきだろうと。そうしないと何かあったときは瑕疵に値する可能性があるかと危惧されているのか。

陳述者（森谷氏）  
串崎委員長

そのとおり。  
ほかには。

（ 「なし」という声あり ）

**(4) 陳情第210号 長浜の危険な水たまりへの対応を求める陳情について**

串崎委員長

陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いします。

長浜のJRそばの低くなっているところに水がたまって大変危険であるという話はずっとしているが、いまだに手つかず。陳情者へ逐次説明する必要はないかもしれないが、私が気づいて私が言っているのだから、少くく進捗の報告があってもよいと思うが全然連絡がなく、どうなっているかわからない。今日行ってみたら草が刈ってあった。ごみが散乱していた。その部分だけ草が刈ってあったので何か進んでいる気もする。朝9時半に担当課長に電話して聞いたら、話は進んでいて7月に着工するところまでいっているらしい。私に知らせないで進めていることも個人的には不満だが、なぜここまで遅れるのかわからない。今はもう梅雨シーズンである。夏休み前に埋めてもしょうがない。5月に埋めれば梅雨、大雨も回避できた。大雨の場合にも水たまりができないで済んだかもわからないのに梅雨が終わったところに工事するのもわからない。本当に早くあの水たまりがなくなるのか。それにさらに推進したい、やり方が遅い、早くやってほしい。

串崎委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。

( 「なし」という声あり )

**(5) 陳情第211号 市が所有する住宅の連帯保証人撤廃を民間に先立って進めることを求める陳情について**

串崎委員長

陳述者 (森谷氏)

意見陳述をお願いします。

前回の陳情の答弁は確か、民間の様子を見ながら考えるといった消極的な話だったと思う。なぜ民間の様子を見ながらやらなければいけないのか、全く関係ない話。ライバルではないのだから。浜田市の条例には、市民にサービスを提供する。福祉の増進と書いてある。住民を見ながらやるのが福祉増進につながるのか。公営住宅だから、住民とは関係なしに救い上げるイメージの住宅である。市が所有する住宅について、保証人を取らず統一すべきではないか。

市営住宅の一部は既に保証人を取らない。残りが保証人を取る。その理由は、目的が少しずつ違うらしい。しかし目的というのは何十年も前に定められた目的であって、今入る人は、安い市営住宅に入りたいというレベル。住民の中には目的までチェックして入る人はいない。安い住宅ということで住民の頭は一つ。ふるさと体験村も目的変更した。第三セクターなど目的変更したものだけが生き残っている。目的に縛られること自体意味がない。本当に苦しくて税を滞納していた人は、そこに入れなかつたりする。雇用促進住宅について言えば、2年目と4年目には家賃が上がるので、そこで保証人を再度頼まなければならない。それが嫌で出ていく人もいる。保証人制度がなければ頼まなくてよい。

この前、市営住宅の一部が保証人不要となる時も、統一したために厳しい保証人制度になったものがある。収入制限がなかったのに、保証人の収入制限まで出てきたものもある。これは逆行している。そういう意味で、連帯保証人をなくすことについて市民の、民間住宅の様子を見ながらではなく、福祉の一環という意味もあるので、全体的に変えて、なくしてほしい。一部は保証人がない、一部はあるではなく、市営住宅で統一して、入りやすく負担を回避してほしい。

串崎委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。

布施委員

これも前回出た。賛成多数で承認された。新たに陳情が出るということは、市にスピード感を持って、市として保証人の部分をなくすようにと。という部分の陳情でよいか。

陳述者 (森谷氏)

これは陳情と市との関係。議会が採択しても市が動く、動かないは全く因果関係がないようなことになっていると気づ

いた。ここで陳情が採択されても、市が動くかどうかは市の勝手。議員が採択したのなら進んでいるかどうか、よくある。計画が進んでいるか進捗ABCのように、次の陳情のときに前の採択のものがどうなっているかくらい議論してもらいたい。そういうことも含め、進行までも一緒に考えてほしい。進んでない。それについてさらにお願ひしている。

串崎委員長

ほかには。

( 「なし」という声あり )

## 2 請願第 22号 島根県西部地区有害鳥獣捕獲研修センターの設置を求める請願について

串崎委員長

本委員会に付託された、請願1件の審査に入る。本請願は議会にのみ提出されている。審査の参考とするため、執行部へ確認したいことがあるか。

布施委員

請願者にも聞いたが、適地を探して市の担当課と一緒にあって研修センターをつくっていただきたいという請願だと思っている。浜田市の適地になり得る、先ほど猟銃の射撃訓練ができるのは後野町にある、今は病院の先生が所有されているはずだが、それも土日に射撃ができる。大田市のように自前で猟友会が射撃場を持っているから、署名捺印されなかったところもある。浜田市はそういうところもあって、その上で射撃場、そして研修センター、くくり罠などといったいろいろなものについての研修センターも備えたものをつくるということだが、担当課は適地になり得る候補地があるのか。

農林振興課長

適地ということだが、経緯を申すと適地は猟友会のほうでいろいろ探された経緯がある。何か所か当たられたりもしている。そういったところを猟友会から相談をいただき、そこが利用可能かどうかはうちでも相談しながら今まで進めてきたのだが、今まで当たったところでいうと難しいということで、現在のところ適地はまだ見つかってない状況であるが、今後も猟友会、県とも相談しながら進めていきたい。

布施委員

猟友会の中で認められたときに、射撃訓練場は訓練場、研修センターは研修センター、一つの枠の中で車で少し通えば離れていてもよいということも考えられるのではと私は思った。一緒くたにやるとなかなか難しいかもしれないが、射撃場は今あるところをしっかりと利用していただく。そのための市道整備。非常に狭い、上がり口もわかりづらいと聞く。射撃訓練も土曜日の昼だけとか、日曜日だけ、25発が1回セット。そういったものを含めたときに、交通インフラを整備することで適地もできるのではという思いがした。

もう一つ、西部で川本町からも出ているが、もしやる方向になったときに各市町村の応分の負担割合も出てくると思う

農林振興課長

が、その辺はきちんと調整できるのか。

まず1点目の、今の射撃場、それから研修ができる場所というところ、その辺は今までも県と猟友会とも話をしている。猟友会からは全て兼ね備えた研修センターをとという要望は聞いているが、なかなか一遍にそこまで持つていくことも難しいというところは県とも相談している。県との話というか協議段階の話があるが、先ほど委員から言われたように射撃場は今のところを修繕したり道を整備したりといったことを考えながら使っていく。研修センターについては既存施設を活用しながら、座学の研修センターなら貸館を使ってでもやっていければと。既存の遊休施設を使ってでも考えられるのではというところも今検討している。

各市町の負担だが、ここが一番難しいところで。猟友会が県に平成29年に陳情を出されている。各市町から設立についての同意はしているが、平成30年ぐらいに県主導で各市町と検討会議を開いたのだが、県から負担金の話が出されたときに各市町からは難色を示され、そこからなかなか話が進んでない状況になっている。

川上委員

先ほど請願者から、以前に陳情していると発言があった。この結果はどういう形になっているか。

農林振興課長

平成29年10月に猟友会から島根県に陳情されている。そのときには鳥獣対策課に陳情を出されているのだが、口頭では県営で全てを兼ね備えた施設をつくるのはハードルも高く難しいという回答は聞いておられるようだが、正式な文面での回答は出されてないと聞いている。

川上委員

そのとき浜田市は一緒に行ったのか。

農林振興課長

一緒に行っていない。浜田市には同意を取られるときに猟友会が浜田市長に面会に来られており、その際に県にこういう陳情をする、それについて同意いただきたいという形で説明をされている。そういう形で各市町の同意を取られていると聞いている。

川上委員

その同意後に浜田市はそのことに関して、こういう鳥獣被害のことに関して何か検討会をつくったのか。

農林振興課長

検討会という形では設けてない。県が主導して協議会という形ではなく鳥獣対策の担当者会議という位置づけで何度か会議は開かれているが、設立協議会という形で市町村が入った協議会というのではないと思っている。

川上委員

ということは、まだ県としては協議会程度で、設立までの方向性を出すようなところまでは行ってないということか。

農林振興課長

先ほども少し言ったように、一度各市町を集めて説明した際、県がいきなり負担金の話を出され、そこで各市町が難色を示し、それから話がなかなか進んでいない状況なので、なか

笹田委員

なか県としても設立協議会という形での話は進んでないもの  
 と思っている。

平成29年に県に出されたとのことだが、浜田市長の同意書  
 がさきほど野藤委員からもあったが、一文ついている。「な  
 お、上記研修センターの運営につきましては、民間等で行わ  
 れるようお願い申し上げます。」と。こちらから見ると、つ  
 くるのは協力するけど運営はあなた方がやれと聞こえる。そ  
 うなると意気込みというか、他人任せのような気がして、浜  
 田市の課題、この委員会でも課長ご存じのとおり鳥獣被害の  
 問題で予算もかなり上がっている。そういう意味では浜田市  
 が大手を振って、リーダーになってでも県に訴えかけて、国  
 県市と一緒にこの鳥獣被害を減らしていくのだという意気込  
 みが私は必要だと思うのだが。この3年間で、浜田市にそう  
 いう意気込みは全くなかったのか。

農林振興課長

当時、各市町に同意を求めてこられて面会された際に、獵  
 友会の思いとしては県が主体となって整備をしていただき、  
 運営は獵友会のほうで行っていくという意向をお持ちだった。

基本的には最初にそういう思いを持たれていたもので、運営  
 については獵友会にお願いしたいという形で進められた。そ  
 の同意のときの文章にはそれが入っているものと考えている。

その後、確かに言われるように有害鳥獣駆除を獵友会にお  
 願いしているし、本請願にもあるように有害鳥獣対策の上で  
 狩猟免許取得者の維持と後継者育成、それから中山間地域に  
 おける鳥獣被害対策に関する研修というところについては、  
 浜田市としても必要性を感じているし応援していきたい。積  
 極的に進めていきたいと思っている。

笹田委員

これは県に出されたときとほとんど同じ内容で出されてい  
 るのか。29年の分と。

農林振興課長

それは県に出された陳情書と今回の請願ということか。はい。  
 内容的にはほぼ同じ内容だと思っている。

笹田委員

先ほど課長が言ったように、鳥獣被害が進んでいる中で研  
 修にしてもありがたいということであるなら、3年間動きがな  
 かったから改めて出されたと思う。そういう思いがあるなら  
 浜田市が先ほど言ったように、石見地区の中心都市だから、  
 やはり中心になって石見地区の鳥獣被害を減らしていこうと  
 いう音頭を取ってやるべきだったと思う。それが何も行って  
 ないから、再度こうしてお願いして、県に言っても動かない、  
 では今度は市だということで今回紹介議員が3名もおられて、  
 このように丁寧にもう一度出されている。

これを再度出させた浜田市の責任は重いと思う。会長は7年  
 間と言われたが、これだけ何かあれば獵友会の方に駆除や処  
 分などお世話になっている中で、それはおかしいと私は思う。

農林振興課長

鳥獣被害が今減っているなら別だが、増加している中でいろいろ問題を抱えている農家が多いのはご存じだと思うが、聞く限りは3年間、浜田市の怠慢がすごく大きいと私は感じているが、市はそうのように感じてないか。

なかなか厳しいご意見だと思う。確かに、施設整備という形、もともとの発端が射撃場の建設という形で進んでいたのので、なかなか浜田市独自で進めることも難しい部分で、基本的には県のほうにお願いしてという形でいた。

後継者育成や研修部分、集落ぐるみで鳥獣対策を進めていく部分での研修センターという形で、本請願も出ているので、先ほど言ったように射撃場とセットでというのはなかなか難しいかもしれないが、今後も引き続き島根県に対して必要な対策及び支援については働きかけていくし、浜田市としても有害鳥獣対策の部分については引き続き猟友会、県と協議したい。

野藤委員

前も陳情を出されているとのこと。例えば漁業にしても農業にしてもそうだが、プレイヤーがおらずプレイヤーを探すのに一生懸命ということがあるが、逆に言えばプレイヤーのほうからやりたいと手を挙げられているようには見える。財政的な面が結構あって、他市町村も同意はするが予算支援協議は難しいみたいな話がある。今は全国的に鳥獣被害が、人家の近くにも出るといういろいろなことがあり、国の農林水産関係の補助金とか、いろいろな財団などの補助金を探された経緯はないのか。

農林振興課長

その補助金とは施設整備に関する補助金か。

野藤委員

はい。施設整備。ハード整備に関しては多分そういう補助金メニューがありはしないかと思うのだが。そういうのを検討された経緯はあるか。

農林振興課長

この陳情が県に出されたときに、県ではそういう補助金がないかどうかを調べられた。国に「射撃場整備」という部分での補助金はどうもあるようだが、負担率などもあるのでなかなか活用ができるのかどうか、詳細までは私も承知していない。射撃場整備についての補助金があるとは聞いている。

野藤委員

それは以前のときに調べたのか。

農林振興課長

はい。以前のときというか、陳情が出てから県とも複数回協議しており、その中で出てきている。調べられたのは陳情を出された後と思っている。

野藤委員

漏れがあるかもしれないので、再度情報収集し、補助率は多くないかもしれないが、何かないか、前向きに情報収集してみしてほしい。

布施委員

委員の発言を聞いていて思ったのだが、中山間地域振興特別委員会から鳥獣被害について提言を出している。その中で、

農林振興課長  
串崎委員長

串崎委員長

弥栄のジビエ工房がある。それとは別にもう1か所、ジビエ工房をつくるべきではないかという提言をしている。いろいろな処理の仕方ということで。その複合的な考え方で、鳥獣被害の個体を処理するジビエ工房を議会として提言しているので、重く受けとめていただき、それと併設して研修センターをつくるといった柔軟な考え方をしてもらいたい。そうすると、射撃場の問題はどのようにするかはわかると思うが。そういう考え方にはならないか。

ご提案感謝する。その辺も併せて研究してみたい。  
ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは、これから請願の採決を行いたい。採決前に自由討議を行うか。

( 「なし」という声あり )

採決に入るので、各委員からご意見を伺いたい。併せてお願いだが、「不採択」という言葉が聞き取りにくいので、意見を述べるときは賛成、反対、継続審査と発言して理由を述べていただくようお願いする。

○請願第 22号 島根県西部地区有害鳥獣捕獲研修センターの設置を求める請願について

採決する。本請願について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本請願は採択すべきものと決した。  
暫時休憩としたい。再開は11時15分から。

[ 11時 03分 休憩 ]

[ 11時 12分 再開 ]

串崎委員長

委員会を再開する。

3 陳情審査

串崎委員長

陳情5件の審査に入る。陳情の採決は、陳情の審査終了直後にまとめて行う。執行部の方がおられるところで行うのでよろしく願います。

(1) 陳情第195号 熱田14町内 石原自治会にある歩道の段差の改修を依頼する陳情について

串崎委員長

補足だが、本陳情は市長にも提出されている。  
参考のため、委員から執行部に確認したことがあれば願います。



川上委員	<p>1点目は、石原自治会の中に何か所くらいこの程度のものがあるか。2点目は、対策としてどのような形を取られるか。</p> <p>石原団地内に同様の箇所が11か所あった。対応としては歩道の切り下げで対応していきたい。</p> <p>なぜこういう状況になったのか。</p> <p>団地をつくられた当時の状況がはっきりわからないが、当時、切り下げにどういう基準があったのか把握していないが、つくられた当時からこういう状況になっているとのこと。</p> <p>ほかには。</p> <p style="text-align: center;">( 「なし」という声あり )</p>
維持管理課長	
道下委員	
維持管理課長	
串崎委員長	

**(2) 陳情第208号 浜田市の住宅修繕方針の明確化を求める陳情について**

串崎委員長	<p>参考のため、委員から執行部に確認したことがあれば願います。</p> <p>原状回復がベストとは思わないが、この点についてどのようにお考えか。</p> <p>市の考えとして基本は原状回復。ただ、その住宅の種類、今後の利用活用、方針によって修繕方法は当然変わってくると思っている。</p> <p>40年前のものという話があった。原状回復とすると過去の工法でということになり、何らかの不可能な部分が多いと思う。やはり原状回復と言いながらも現代に合った形でやるべきだと思うがどうか。</p> <p>ここにフローリングと書いてあるのでフローリングでお答えすると、基本、畳の間は畳に変える。ただ、建物によってフローリングにしてよいケースも当然あるので、そういうときはフローリングにすることもある。また、機器によっては既に修繕がきかないものもあるので、そういうときは更新を考える。</p> <p>今の回答だと、修繕方針の明確化がなっていない気がする。どの場合はどうするか、明確にする必要があるのでは。</p> <p>今後改めて課内、係内、部長を交えて、改めて検討して明確にしていきたい。</p> <p>ほかには。</p> <p style="text-align: center;">( 「なし」という声あり )</p>
川上委員	
建築住宅課長	
川上委員	
建築住宅課長	
川上委員	
建築住宅課長	
川上委員	
建築住宅課長	
串崎委員長	

**(3) 陳情第209号 住宅における危険な可能性のある備品の撤去を求める陳情について**

串崎委員長	<p>参考のため、委員から執行部に確認したことがあれば願います。</p> <p>住んでいる方がかえる必要がないと言うなら、私はそれでよかれと理解するのだが。住民がよいというものをかえるの</p>
道下委員	

建築住宅課長

も、またいかなものかと。もう一度確認しておきたいのだが。

私ともう一人の職員と2名で現場に行ったとき、冷蔵庫から煙が出たとは聞いてない。改めて同行した職員にも確認したが、そのことは聞いてないと。当然入居者にも確認した。入居者の方は、煙が出たかどうかはわからないと言っておられる。冷蔵庫やほかの家電製品も一緒だが、全て問題なく動いているかという確認を改めてさせていただき、全く問題ないと。冷蔵庫については何か異音などの支障があるかと再確認したが、全然問題ないと回答をいただいている。もう6か月たっているので、今の時点で市の負担でかえるのはもう難しいと思っている。

川上委員

建築住宅課は確認したからもうよいのだということだが、煙が出たのであれば、将来を考えると危険なのでかえるべきだろう。住民がよいと言われてもかえるべきと考える。一度煙が出た可能性があるものについては、今後何かあるかわからないので、その辺はしっかり対応していただくことが必要である。

建築住宅課長  
布施委員

煙が出た電話機はもう新品にかえている。

執行部に確認するときは、事実関係を聞いて、それを報告された。私は家電業界の出身だが煙が出たからすぐ火災につながるということは、極端に考えればあるかもしれないが、時間経過といろいろなことを考えたときには、ブレーカーによる過電流の瞬間はあったとしても、それが原因ですぐ火災につながるものではない。その時点で住民に、個人所有のものに対して確認している以上、私は住民のことを一番に考えるべきと思う。

この陳情に対しては、6か月たって、冷蔵庫以外に不具合が出た、原因はこれだと言われて、全て対応できるのか。できるなら何も言わないができないだろう。できない。個人所有のものは個人が判断するのが全て。それ以外は公営で入っているが、共用部分は公営の責任があるが。課長、前回3月のときにその部分をしっかり言われた。もう1回言ってもらいたい。

建築住宅課長

停電当日、私ともう1人の職員でブレーカーを直した後、来ていただいた電気屋と一緒に全ての電化製品を確認した。動いてないものは市の責任で直す。動いているものは使えるか確認し、大丈夫と言われたものについてはそのまま残している。もう6か月たっているし、今から壊れたということで市の責任で直すことは難しいと思っている。経年劣化も当然ある。修繕・買い替えは個人でやっていただくしかない。

笹田委員

陳情者は煙が出た、市は確認したが煙が出たかどうかわか

建築住宅課長

らないという判断で。出たか出てないかは当時でないとわからない。こちらは裁判所でもない。現状は問題なく使われているということは原因関係なく正常に稼働していると判断してよいか。

電話確認であり物を見たわけではないが、入居者に電話して確認したところでは、問題なく正常に動いていると聞いている。

串崎委員長

ほかには。

( 「なし」という声あり )

**(4) 陳情第210号 長浜の危険な水たまりへの対応を求める陳情について**

串崎委員長

参考のため、委員から執行部に確認したことがあれば願います。

川上委員

最終的にこれはいつごろまでに終わる予定か。

維持管理課長

J Rに近接する工事となるため、その辺の手続きもあるのだが、7月末くらいまでには終わらせたいと現在は考えている。

川上委員

J Rの関係はどうしても時間がかかるのだが、緊急にはできなかったのか。

維持管理課長

J Rと現地の立会もしているが、緊急対応というところまでは話してない。

笹田委員

これ3月にも同じ陳情が出て採択して、進めてほしいと議会から執行部にお伝えした。進展がないと書いてあるが、課長が申したように進展はしているという形でよいか。

維持管理課長

4月になってから町内会長や近隣の方、また民地を触る工事になるので地権者の方、遠方の方もおられるのでそういった方への承諾も取りながら進めている。

串崎委員長

ほかには。

( 「なし」という声あり )

**(5) 陳情第211号 市が所有する住宅の連帯保証人撤廃を民間に先立って進めることを求める陳情について**

串崎委員長

参考のため、委員から執行部に確認したことがあれば願います。

道下委員

今の時期、こういうことをどんどん進めていくべきではないかと私は思うのだが、どういう考えか。

建築住宅課長

3月の回答と同じになるかもしれないが、民間もまだかなりの住宅に対して保証人制度が残っている。陳情にもあるように民間に先立ってということになると、今の段階ではなかなか難しいという認識である。民間の流れ、また他市の状況も見ながらぜひ進めていきたいとは思っている。

道下委員  
建築住宅課長

他市の状況はどうなのか。

他市の条例をインターネットで見たが、ほとんどの住宅に対して、公営住宅はまた別だが、そのほかはほとんど連帯保証人制度が残っている。

川上委員

連帯保証人撤廃を進める上で、阻害要因としては何があるか。

建築住宅課長

これも3月の回答と同様になり申しわけないが、連帯保証人とは債務の保証、要は家賃が取れない場合の保証人である。これに合わせて退去時の修繕も含んで連帯保証人を設定している。これが全くないとなると全てのリスクを市が負うことになり、なかなか難しいのではないかと。先ほど言ったように民間の状況も踏まえてまた検討していきたいという回答になる。

川上委員

今の回答によるとリスクを市が負うのが難しいということだが、世間的に見てもどこかで何かをしなければならない。浜田市はなかなかよいことをやっているという、率先的なことをしてもよい気がしないでもないが。

建築住宅課長

一課長の私がこの場でやるというのはなかなか難しい。それも含めて検討していく。

笹田委員

連帯保証人を今取る建物と、取らない建物がある。その差は何か。

建築住宅課長

連帯保証人を取らないのは、市営住宅の中で公営住宅。例えば長浜の西住宅や緑が丘の住宅。低所得者や高齢者や子育ての方が、連帯保証人が取れないために生活の場である住宅に入れないことがないように、国から提言が来て、それに基づいて県営住宅もそうだが、市は公営住宅を連帯保証人撤廃としている。ほかの住宅については現時点では残している。

串崎委員長

ほかには。

( 「なし」という声あり )

それでは陳情5件の採決に移るが、自由討議を行うべき案件があるか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので採決に入る。

○陳情第195号 熱田14町内 石原自治会にある歩道の段差の改修を依頼する陳情について

串崎委員長

本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第208号 浜田市の住宅修繕方針の明確化を求める陳情

串崎委員長

について

本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。

串崎委員長

○陳情第209号 住宅における危険な可能性のある備品の撤去を求める陳情について

本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手少数により、本陳情は採択しないものと決した。反対理由を伺う。

野藤委員

先ほど説明があったように、すでに対応済みということと同行した電気屋も大丈夫という話だったので、賛成しかねる。

布施委員

対応済みということで不採択である。

飛野副委員長

同じく対応済みで不採択である。

道下委員

同じく。

笹田委員

先ほど言ったが煙が出たかどうかもわからないということもある。もし不具合があればもちろん交換していただいていると思う。正常に稼働しているとのことで不採択とする。

串崎委員長

反対理由を聞いた。挙手少数で本陳情は採択しないものと決した。

串崎委員長

○陳情第210号 長浜の危険な水たまりへの対応を求める陳情について

本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手少数により、本陳情は採択しないものと決した。反対理由をお願いする。

野藤委員

J Rの隣地ということで3月から少し時間がかかったが7月から対応されているとのことなので、不採択。

布施委員

同じく、進展はしている、前向きに執行部は取り組んでいるので不採択。

飛野副委員長

同じく。

笹田委員

私も3月に採択されて以来、いろいろ進展しているとのことで不採択である。

串崎委員長

反対理由をお聞きした。反対の方は採決の前に理由をお願いする。

○陳情第211号 市が所有する住宅の連帯保証人撤廃を民間に

串崎委員長  
道下委員

**先立って進めることを求める陳情について**

採決の前に意見は。

市民の方に我々議員が説明するときに、これを採択したら説明責任が取れないと。要は連帯保証人、何かあったときに市が全部費用負担するというのもいかなものかと思う。私は反対である。

野藤委員

先ほども説明があったように、これは一般住宅のみ連帯保証人を取っているとのことで、低所得者向けの住宅については取っていない、高齢者からも取っていないとのことなので、これは不採択である。

布施委員

連帯保証人はリスク回避のためには最低限取るべきではないかと思っているが、現時点では不採択だが、いろいろな社会情勢の部分となると、将来的には進めるべきではないかと思っている。ただし民間に先立ってやるのは、まだいろいろ問題があると思っているので、現時点では不採択である。

笹田委員

お聞きしたとおり低所得者の方には連帯保証人を取らず、しっかり住んでいただくスタンスで市は問題ないと思うが、ただ課長から聞いても、民間の様子を見る、今は判断が難しいということなので、私としては継続審査という方向で考えていきたい。

飛野副委員長  
串崎委員長

私も継続でお願いしたい。

継続審査という意見が出た。継続に賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

串崎委員長

挙手少数で、継続審査はしないものと決する。

本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手少数により、本陳情は採択しないものと決した。

以上で陳情審査を終了する。

**4 議案第59号 浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例について**

串崎委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

布施委員

委員から質疑があるか。

森林法に基づく火入れの部分で押印が不要となる改正であるが浜田市において火入れ要件、目的が五つあると思うが、これに沿った事案は過去に前例があったのか。

農林振興課長

ご指摘のとおり火入れというのは森林法の規定に基づいて目的が定められている。目的は5点あり、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼き畑、牧草地の改良の五つに

	限定されている。
布施委員	<p>浜田市においてはここ10年以上、火入れの実績はない。</p> <p>印を求めないということだが、申請者の偽りがあってはならないことだと思う。責任の追及というのは、日本はサインの国ではない。今は多少なりサインで判断する部分が出ているが、印鑑がないと森林法をもって火入れした場合に、今まで森林火災が非常に大きな問題で出ている。野焼きと少し違うと思う。その部分で印鑑を撤廃するのは、上位法であっても非常に責任が明確にならない気がするのだが。申請者が責任者になるのか。区分はどう考えればよいのか。</p>
農林振興課長	<p>申請者が火入れ責任者になるのはそのとおりだと思う。火入れをする段階で条例に基づいて火入れの許可申請書を書いて出していただくことになる。それを受け付ける段階で、署名はしてもらい、中身も審査する。本人の聞き取りなどもするので、特に押印を省略したからといって効力が発生しないような書類ではないので、省略しても問題ないものと考えている。</p>
布施委員	<p>申請者が責任者というのは、出された時点で説明するということか。それとも森林法に、火入れをやらないときには印鑑がない。そういう責任者の追求などは。私も森林法を読ませてもらったが、そういうことは書いてなかった気がするのだが。</p>
農林振興課長	<p>火入れの申請者となって許可申請書を出される。その火入れ許可申請書の中に、防火体制や火入れ従事者、器具、目的、方法、火入れ期間など、必要事項を全て許可申請書に書いていただくので、それは聞き取りながら問題がないかどうか審査して、許可を出すようにしている。</p>
布施委員	<p>申請者が責任者として明確に書いてあるわけではない。</p>
農林振興課長	<p>明確に申請者が責任者になるという文言はない。</p>
野藤委員	<p>これはただ印鑑を省略するというだけのこと。結局これだけにとどまらず、国の号令によっていろいろなもので省略できる印鑑は省略しなさいという通達に基づいたものと解釈してよいか。</p>
農林振興課長	<p>そのとおりである。国の押印廃止の流れを受けて浜田市としても行政事務の効率化を図るために、署名押印を求めている手続きについて見直しをする、その中で火入れ条例の中の、許可申請書の中に、押印という丸印のマークを削除して押印を省略するという内容の改正になっている。</p>
野藤委員	<p>これは産業建設委員会だけではないと思う。例えばこの条例の押印はよいのではないかという判断は、やはり副市長がトップなのか。</p>
副市長	<p>これは庁内で、行財政改革推進課が中心になって、総務部</p>

串崎委員長

長を中心にやっている。当然国から通達も来ている。県にも同様のものがあるし、それをベースにあとは浜田市として独自にやっているものも含めて全庁的に整理した。

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

## 5 議案第60号 市道路線の廃止について（今福82号線）

串崎委員長  
維持管理課長

執行部から補足説明はあるか。

少しだけ説明させていただく。市道路線の廃止を1路線、認定を2路線出しているが、まず今福82号線については、水道事業の断水対策というところで今福配水池のタンク増設が計画されているが、この増設に当たり市道の終点部の一部を配水池の敷地に取り込む計画になっている。そのため、市道終点部が一部取り込まれ、延長も変わり終点部も変わるため、一旦廃止して再認定ということを行いたいと考えている。

それと、浜田566号線については、浜田駅周辺整備事業に伴い、今後、社会資本整備総合交付金で道路整備を行っていくので、新たに認定するものである。

委員から質疑があるか。

笹田委員

前委員会で、委員会としては現地確認に行かないということで、前みたいに写真などがたくさん出てくると思った。今回、議案のまま、どこかわからないような状況のまま審査しなければいけないということで、現地に行ってきたのだが、まずどこにあるかわからない。相当迷った。道が狭くて、入ったが草刈りはそのままにしてあって草が下にいっぱい落ちていて、とても人が通るような状況でない道路の中で上がっていった。上がっていくと確かにその道路はきれいになっており、溝は埋まって水が流れない状況になっていた。あの道路は貯水池のための道路で、もともと市民が通るような道ではない。そういった意味であのようなところを市の土地として所有しておいてもよいかなど。別に市道認定しなくても浜田市の市有地でよいではないかと思ったのだが。なぜわざわざ、市民が通らない、市の貯水池のための道路と判断したのか。

維持管理課長

まず資料が不足しており大変申しわけなかった。笹田委員がおっしゃるように現地は配水池専用のような路線になっている。当時、金城町時代だと思うがどのような経緯で市道認定されているかははっきりわからない点がある。おっしゃるように普通の市民が行かれるような、通り抜けできる道路でもないということもあり、水道部局からも今後は水道の配水池の一部として整理していきたいという話も先日いただいているが、ただ、現段階で市道廃止するとなると沿線の方への



笹田委員  
串崎委員長  
笹田委員  
串崎委員長

承諾と地域の方の承諾についても整理する必要があるので、そういったところの整理は今後ということになるので現段階では一旦再認定していただき、その辺りは今後整理していきたい。

これは認定についても一緒によいか。

別々で。

はい。

これについてはよろしいか。

( 「はい」という声あり )

## 6 議案第61号 市道路線の認定について（浜田566号線外）

串崎委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

笹田委員

委員から質疑があるか。

これも行った。道路が広くなって開始点がわからない。工事中だったもので。その道は駐車禁止という黄色い斜線が引いてあり、今まで市道ではなかったところを結構人が勝手に通っていた。もともと民地だったところを市道認定するという考え方なのか。

維持管理課長

現在は民地であり、それを土地所有者のご厚意というか暗黙で通られる方がおられた。ただ、きちんと市道の整備ということで社会資本整備総合交付金も入れて事業をするので、そういったことで市道認定を行っていきたくて考えている。

笹田委員

理解した。あとは、この距離が微妙で。この先の河川があって橋がかかっている部分がある。あの部分は認定されない、あそこは既に市道として認定されていて、プラスでこの短い区間だけ566号線として新たに認定する形なのか。もしこの先が市道なら、いつものように一旦廃止して、再度長さを変えて市道認定する形を取られるかと思ったのだが、ここだけ単独になっている気がする。そのあたり説明をいただきたい。

維持管理課長

おっしゃるような、9号線から川を渡ってのところは現在市道になっている。その市道というのが9号線から入って少し行き、下におりる市道があるが、その路線になっている。したがって今駐車禁止になっているところは新しい市道で1本つくる形になっている。

串崎委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

## 7 所管事務調査

### (1) 岩多屋跡地の活用について

【商工労働課】

串崎委員長  
商工労働課長

執行部から説明をお願いします。

( 以下、資料をもとに説明 )

串崎委員長  
川上委員

委員から質疑があるか。

経緯の中に「パレットごうつをイメージして」とある。催しをするなら石央文化ホールがある。逆にここにこれをつくると石央文化ホールの活用がままならなくなる可能性もあるということ、ぜひ考えなければならない。

子どもたちの待合室は中央図書館があるから、それはそれで使えばよいのではないかと考える。その点はどのようにお考えか。

商工労働課長

現段階は要望を受けただけで、具体的な検討はしていないが、そういうことも踏まえながら庁内で検討されることになろうと考える。

川上委員

今後の検討と。ではJ T跡地のこともここに出している。J T跡地はもう上部を解体した後だった。上物なしで検討するということか。

商工労働課長

岩多屋についても上物なしで検討するかという質問でよいか。

川上委員

3階建て、4階建てだと解体費が莫大かかる。逆に解体していただいた跡地を使うならよいが、上物つきでやるなら逆にお金をいただきたい状況になろうかと思うが、それも検討の一つに入るか。

副市長

岩多屋跡地については先般の一般質問でも私が回答した。総務文教委員会でもその他で西川委員からご質問があり回答している。

基本的にこの建物はかなり老朽化しているので、これを市が使うのは難しいと思っている。耐震の問題もあるし、石央文化ホールもある。あの建物をまた市の施設として使うのは浜田市としては考えにくい。そうすると更地として使う。更地に簡易な施設をつくって皆が使いやすい駅前広場にしたらよいのではないかと議論しているが、まだ正式決定ではない。

市で取得して市で活用ということだが、J Tのときも中心市街地の駅周辺のいろいろな資本が入って市が駅前にそぐわないものができてはいけなためコントロールしたことがある。必ず市が取得して市が使う、市が取得して適切な民間の方に利用いただくということはあるかもしれないが、要望としては市が取得して市のイベント広場などで使ってほしいとのことなので、その辺は別で考えたい。

したがって建物として市が使わないのであれば更地にしていただいて取得するのが基本ではないかと思っている。

川上委員

回答いただいたように更地にしてであれば市が取得して活用する方向性があるとのこと。それについてはしっかりその辺も含めて検討していただきたい。

布施委員

副市長の答弁もよくわかった。そういうことを含めた上で

の市の支援の仕方。浜田市の交通の一番メインである玄関口。どんちっちタウンもありながら。そういった場所を生かすという意味で、商工会議所の陳情はあってしかるべきと思っているが、文化振興センター、民間の方が旧家具屋の跡地を利用して自前でされたときに、市の支援は要らないといえども浜田市の文化に対する取り組みをされている。豊ヶ浦資料館も市の観光施設としてされたが、一切市の支援は入っていない。民間の方が陳情があろうがなかろうが、市に寄与するものであるという同じ目線で、支援するところはしっかりしていただきたいというのが一番の本音である。

もし今日副市長が、陳情があったから上物を利用して高校生の勉強の場などにすると答弁があるとするなら、大反対しようと思った。ただし更地として使っていく可能性はあるというのは理解する。ただし商工会議所だけの陳情ではなく、民間でも自分たちが浜田市のためにいろいろな文化振興センターをつくっているのだから、同じく支援していただきたいとだけ申し上げておく。

副市長

文化振興センターをつくっていただき非常にありがたく思っている。石見神楽は新型コロナウイルスの関係で上演を控えておられるが、定期公演もしていただき非常にありがたい。

ただ、全て市がそれを支援しなければいけないというのも難しいと思っている。当然民間でやっていただけることはやっていただく。必要な支援は考えなければいけないが、それは相手方と協議させていただき、必要なことをやる。市としては歴史文化保存展示施設の構想も以前から出させてもらっているし、そういう中で独自にお考えいただき、遊休施設を有効利用するために浜田市の文化芸術振興に寄与していただいたことは本当にありがたいと思っている。そのことは私どもも当然承知しているし、オーナーの方ともいろいろ意見交換もさせてもらっている。必要であれば検討させていただく。

駅前岩多屋については、広場的なものを考えたいが、市が単独で一般財源を使ってやるかということ、これも厳しいので、どういう補助事業、交付金事業がいろいろあるのでその辺を踏まえながら市内全体で検討していきたい。

笹田委員  
副市長

土地を購入するとなると幾らか。

鑑定もしていないし、どのくらいかはわかってない。相手方のご要望金額も解体費の問題もある。要望金額は当然出てくるだろうし、市として適正価格を検討しなければならない。

笹田委員

店舗が三つと一般倉庫があるが、議論する上で全部購入して広場を考えるのか、もしくは一部だけ、有効活用できるほうだけ取得する考えがあるか。

副市長

四つに分かれているが一つの塊の中にあると思っている。

笹田委員

道路を挟むようなことはない。取得するとしたら全部一緒にすることになるのでは。

川上委員が言うように建物が古いので更地にしないと厳しいと思っていた。副市長もそうおっしゃったので更地でないと買わないと思うが、更地にする費用と土地購入する費用が一緒になると意味がない。解体費をこちらが出して買う形になると市民の理解が得られにくいと思う。市民の理解が得られる形で購入しないと。JTの跡地とはまた違う。JTの跡地は更地のまま、安く土地開発公社が入ってやった事業だが、それとは違う。土地は民間のもので、解体費も土地代も払うとなると市民の理解が得られにくい。そのあたりはどのようにお考えか。

副市長

JTのときも建物があつた。あそこは結構大きな基礎杭があり、その撤去もあつた。議論する中で、あの建物をJT側で撤去して、杭も抜いて、浜田市が使えるようにする費用は当然、取得費の中で相殺するよう調整していただいた。考え方は一緒だと思っている。

串崎委員長

ほかには。

( 「なし」という声あり )

ここで暫時休憩とする。午後は1時5分からお願いします。

[ 12時 04分 休憩 ]

[ 13時 03分 再開 ]

**(2) 令和3年度**

**浜田港の利用状況について**

**【産業振興課】**

串崎委員長

執行部から説明をお願いします。

産業振興課長

( 以下、資料をもとに説明 )

串崎委員長

委員から質疑があるか。

道下委員

この4、5月で111.7%で緊急対策支援が始まったとの説明だった。結構だが、調べてみたら海上運賃が高くなった。スエズ運河で座礁した件もある。300万円の年予算が出ていたが、今回は790コンテナにどれくらい引っ張ったのか。300万円の支援金予算をつけたが、4、5月で幾ら使ったのか。

産業振興課長

4、5月の実績としては浜田市内の事業者への支援で計上させていただいたが、約100TEUご利用いただいている。約100万円弱。

道下委員

単純に勘定してあと200万円しかないということは、補正で対応するのか。

産業振興課長

300万円で足りると見込んでいるので、今のところ補正を組む予定はない。

道下委員

2か月で100万円突っ込んだのだろう。

産業振興課長

6月は4回のところが3回の寄港だったので少し減っている。

笹田委員

速報値で、6月までが浜田市内業者が133 T E Uという実績になっている。これでいくと300万円で足りると想定している。

海上輸送費が1.5倍から7倍と言われたが、それが続くと大変なことになる。この補助が終わった後にそれが続けば大打撃を受けるだろう。海上輸送費はどのように推移しているのか。大分落ち着いてきているのか。

産業振興課長

専門家でも意見が分かれているが、9月ごろには。長引くと言われているが実際、専門機関が調査したデータも確認しているが、先が見えない状態ではあるので、また資料と、それから市内事業者の聞き取りもして、アンテナを張っておきたい。

笹田委員

そうすると、先ほど道下委員が言ったように補正ではないが高騰する以上は市全体で考えていかないと、浜田港としてのこの未来が見えなくなってしまうと思うが。

産業振興課長

うちの課と浜田港振興会とで協議し、10月以降の支援について検討したい。

野藤委員

6月は4回の寄港が3回になったとおっしゃったが、定期航路ではないのか。月によって寄港回数が違う理由は何か。

産業振興課長

これは船主から毎月スケジュールが寄せられるのだが、5月は当初火曜日に浜田港に到着していたものを金曜日に変更された。大体月4回という形で定期的に浜田港に寄港している。

野藤委員

浜田の畜産関係の資料を見ると、定期でないといくらかの在庫というか、持っていると思うが定期的に来ることが前提だと思う。順調に推移しているようなので、功を奏しているのだろう。頑張ってもらいたい。

飛野副委員長

過去最高とのこと。平成28年から実績があるが、この見方として寄港数が4、5月で8回。過去の実績に比べたら16、14回のときもあるが、1航海あたりの T E U となっていて98.8となっている。令和2年なら14回来て50.5。これは効率の話ではないかと思う。それだけ効率よくなったと。

産業振興課長

3月までは船社が2社あり、1航海あたり荷物量が少ないのだが、その辺は週2回ということで定期的に浜田港に寄港していただいたが、令和3年は1社となり、週1回ということで1航海あたりの貨物量が98.8と多くなっている。そういう荷物の調整は船主のご尽力と港湾関係者の方の調整によるものである。

飛野副委員長

例えば令和2年度に比べて、14回来て50.0が、令和3年度は8回で98.8ということはそれだけ効率がよくなったのか。

産業振興課長

効率というか、1航海あたりにまとめて荷物を入れたため、それだけニーズがあって貨物量が増えた。

飛野副委員長

だから効率がよいと、この表から読み取っているのだが。今年度に限って急によくなっている。要因は。

産業経済部長

1航海で約100 T E U。令和元年、令和2年は先ほど課長が申

したとおり週2便あった。二つの会社が週2回コンテナ船を入れていた。1航海あたり50個のコンテナ。だから週にすると100本単位の貨物量が浜田港にある。

令和3年3月からこれが1社となった。当初、今1社のコンテナ船で浜田港以外の新潟とか会津とか堺を通過して浜田に帰ってくるが、当初この浜田港のスペースではとても100TEUも載せられない状況が危惧された。3月に1社休止の状態から市島根県、浜田市、浜田港振興会が連携して船会社に対して浜田港の貨物を載せるスペースを開けてくれとお願いして、今回約100TEU載せている。そうしたお願いをしたことでこの数字になった。

飛野副委員長 浜田港を利用して県も関係しているのでは。入港税とか。そうすると市にはどのくらいのもので残るのか。

産業振興課長 浜田市にどれだけ残るかは。

産業経済部長 船が入ると特別とん税がかかる。金額は把握してないが入ってくるし、いわゆるコンテナが入ると港湾施設に荷揚げ料などの経済効果がある。

串崎委員長 ほかには。

( 「なし」という声あり )

**(3) 土木建築等技術職員の資格保有状況について**

**【建設企画課】**

串崎委員長 執行部から説明をお願いします。

建設企画課長 ( 以下、資料をもとに説明 )

串崎委員長 委員から質疑があるか。

川上委員 資格保有者はたくさんいるが、適正な配置になっているかどうかについてはどのような考えか。

建設企画課長 人事課で適正配置されているのだろうと思っているが、人員としては近年、災害なども状況によっては大規模なものもあるので、その際に迅速に動ける体制が整えられるような適正配置というの、時を見て考えなければいけない。

川上委員 この調査をお願いしたのは私だが、その理由は先般の一般質問でも言ったが、危険なところはその目をもって見ないとわからない部分がある。大変申しわけないが現場経験がない方が現場を見てもわからない。現場経験のある方、せめて資格を持っている方に見ていただければと思ってこの所管事務調査事項を行った。

この中に、土木施工管理技士が1級なら何名、2級が何名となっているが、実質的に2級を持っている方は多分1級を持っていないと思う。数が少ないと思う。同時に建築を見るとわかるが確かにいるが実際には施工管理をする方が経験がないように見受けられる。

それから水道についても管工事を持っている方がおられな

副市長

い。このようにそこに必要なことを資格を持っている方がいて初めて資格所有者が必要では。土木系は事務処理何人、支所に何人。支所は2人体制だと思うが、2人は2人でよいが、しっかり本庁にも資格持っている方がおられ、全てがカバーできる形にしていきたい。できれば道路パトロールも道路施工を持っている方がおられ、その目で見たいとお願いがしたいが誰に言うか。

職員採用の際に、建築技師は建築士1級や2級の資格所持者を採用条件にしている。土木技師については現在資格を要件としていないので、採用試験で専門試験もやるし現場で適用ができるということで、後で育成をするということで採用している。必ずしも土木技師はこういう資格がないと仕事ができないといった作業はやってない。あとは経験と、入って自分が研さんして資格を取るという制度もつくっている。自分で資格を取るのに人事課から補助をする。取った資格は人事課に報告する制度も取っている。そういうものを見ながら、職員配置する際は必要などころになるべく配置。

ただ、任意で取った資格でそれを優先したり、逆にマイナスになったりしてはいけないので、各職場状況を見ながら対応したい。建築技師は人材が非常になく毎年募集しているが応募者がいない。今までは1級建築士の資格を持っている人を採用することにしていたが、今年度は1、2級でも可としている。

資格についても改めてまたこういう資料を我々も参考にしていきたい。

川上委員

土木なら現場に対しては、受注者は資格者の配置を求めている。おそらく1級を求めている。ぜひ検討していただきたい。同程度の技術がないと話もできない。人を借りて現場を動かすようなことがないように。やはり主体的にやっていただくためにはしっかりした技術を持っている人が必要なので、ぜひやっていただきたい。

また道路パトロールについても、国交省はすでに1級道路施工を持っている方が車に乗っている。浜田市でもそういう方をつけて現場をパトロールする必要があるかと思う。道路の安全を点検する際にこういう人がやっているということになるかと思う。ぜひ今後検討していただきたい。

飛野副委員長  
建設企画課長  
飛野副委員長

なぜ電気が入ってないのか。

今回電気関係は出てこなかった。

防災という意味で。恐らく少ないのでは。他の委員からの質問があったがやはり適材適所に配置されているかということの中で浜田市においても分離発注をしている。そういうことに対応するには電気技術士がその場にいることは大切では。採用の話もあったが、そういうことも含めてこれからずっと

都市建設部長

まとまってあるべきだと思うがどうか。

電気技師、実際建物を立てれば電気や機械設備など専門的なものを求められることは確かであろうかと思う。これまで資格を持っている者がいなかったということで、特に困ったことまではないが、仕事を配置する側としても必要かどうかも含めて検討させていただきたい。

飛野副委員長

土木技師、建築技師を採用するに当たっても非常に応募者が少なく苦勞するときもあるので、それも併せて検討する。

検討するのではなく、コンサル任せなので市としてもそういう立場の人がその場に行くべきである。採用が必要では。

串崎委員長

ほかには。

( 「なし」という声あり )

**(4) ゆうひパーク三隅のオープン後の状況について 【三隅支所産業建設課】**

串崎委員長

執行部から説明をお願いします。

三隅産業建設課長

( 以下、資料をもとに説明 )

串崎委員長

委員から質疑があるか。

布施委員

課長は健闘しているとのことであったが、大健闘していると思っている。なぜなら令和元年度と今年度を比べたとき、連休の多さ、これは売り上げに大きく影響するが、フリーに出た件とコロナ禍で控える期間である中で入り込み客数、単価は確かに減っているが、コロナ禍で、平日の利用者が上がっていたりいろいろしているので大健闘ではないかと思っている。

三隅産業建設課長

道の駅は今までは通過点と感じがしていたが、道の駅を目的地とすることで、これは指定管理者の大きな目標だと思っている。そういうことをすることでいろいろな知恵や工夫が出て、道の駅を利用してもらい取り組みができています。道の駅の駅長に聞くと、一人の従業員ではなく自分たちが何をすべきかを考えながらやっていると言った。指定管理者の経営方針として直接話されたかわからないが、目的地にするために社員教育は、指定管理になるにおいて研修で定期的に気をつけてやっておられるものがあるのか。

布施委員

職員研修をどのようにやっておられるかまでは伺っていないが、指定管理者が変わって運営される中で、困りごとや改善点を含めて、うちの担当者が頻繁にお邪魔する、呼ばれていく。現状は従業員とよく話をすることについては、以前より密に話をさせてもらっている。

指定管理者に任せるのではなく、担当課も含めて、この事例を、浜田にも道の駅がある。よいところを共有することをぜひやってもらいたい。今、三隅の道の駅のことを聞いたが浜田もそういった面で任せ切りではなくて浜田地区の入り口



商工労働課長	<p>の大規模な施設としてやっていただきたいのだが。担当課長はどう思われるか。</p>
布施委員	<p>浜田の道の駅についてもいろいろ意見交換をしているが、指定管理と第三セクターを同じようにするのは難しいのだが、極力寄り添ってしっかりやっていけるよう連携しながら取り組みたい。</p>
川上委員	<p>4月に出発したばかりだが、こういった資料を蓄積され、所管事務調査事項での依頼で報告するのではなく、ある程度まとまったとき、半年でも1年でもよいので定期報告してほしい。</p>
三隅産業建設課長	<p>ここに書いてあることは担当課も報告があると思うが、指定管理者の月次報告の中の評価はどうだったか。</p>
川上委員	<p>指定管理者の報告の中にも、ほぼ計画どおりとして上がってきている。その報告の中には利用者アンケートの結果などもあって、今後の改善点なども聞いている。どういことができるか話をさせてもらっている。おおむね計画どおりである。</p>
三隅産業建設課長	<p>各リポートはいつになるか。</p>
串崎委員長	<p>毎月の報告は4月分をもらっているだけなので、正式なものは年度末になろうかと思う。</p>
	<p>ほかには。 ( 「なし」という声あり )</p>

## 8 執行部報告事項

串崎委員長	<p>委員は事前に資料を読み込んでいる。補足説明があればお願いし、なければ質疑に入る。よろしく願います。</p>
-------	--

### (1) 漁業別水揚げについて

### 【水産振興課】

串崎委員長	<p>執行部から補足説明はあるか。 ( 「なし」という声あり )</p>
道下委員	<p>委員から質疑があるか。 大中型まき網の入港が少なくこういう結果になり、今回入港奨励金を議会に求めているのだが、そのあたりでどのくらいの見通しというか、考え方があれば教えていただきたい。</p>
水産振興課長	<p>大中型まき網漁業については減っている。これについてお聞きすると島根県東部まではイワシの漁場があったので浜田までなかなか来ないとのことだった。浜田の沖にはアジ、サバなどが少なくなってきたのも一つの原因だが、大中型まき網については6月はマグロ漁が始まる。北へ向かって操業されるので、6月についてはおそらく水揚げが上がってくると思う。</p>
	<p>地元外の中型まき網漁業、これは隠岐船団だが、6月になってからかなり浜田に滞留して漁をしてもらっている。アジ、</p>

野藤委員  
水産振興課長  
野藤委員  
水産振興課長  
串崎委員長

マサバの漁場が浜田沖に形成されたとのことで、地元外の中型まき網については6月については好調に水揚げが上がっている。隠岐船団の三船団が浜田に入港された。

奨励金については、今回の議会で承認いただければそれ以降に制度を活用してPRして、入港の呼び水となるように取り組んでいきたい。

また浜田沖周辺でアジ、サバの漁場が形成された際には、近隣の港へ行かず浜田漁港に水揚げしていただけるよう、しっかりJFと連携して取り組んでいきたい。

5月の漁業別水揚げ比較表の16番。一本釣りで三隅が2年は多くて3年がぐっと減っているのは何か理由があるのか。

JFに伺うと、漁自体出られなかった状況だった。他の一本釣りも長浜は落ちているが例年並みであった。三隅自体が漁に出られなかったと伺っている。

浜田も国府も伸びている。長浜は落ちているが。三隅の落ちようが大きかったので何か特別な事情があったのかと思って聞いた。

特に浜田、国府、三隅は前回の産業建設委員会も話が出たが、ワカメが結構獲れている。

ほかには。

( 「なし」という声あり )

## (2) 2021石州浜っ子夏まつりの開催について

## 【観光交流課】

串崎委員長  
観光交流課長

執行部から補足説明はあるか。

例年8月の第一土曜日に開催される石州浜っ子夏祭り花火大会だが、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止された。今年度はコロナ禍で大きな影響を受けている市民や事業者の皆に明るい希望の花火を届けたいという思いで、観客の分散を図るなど感染症対策を講じて、例年とは違った形の花火大会が現在検討されている。予定日時は9月18日土曜日の20時から10分程度。例年8月の第一土曜日に開催されているが、今年は東京でオリンピック・パラリンピックが開催されるとのことで、管内の警察も会場へ派遣されることが予定されていると伺っている。それに伴い警備が手薄となることを考慮し、この開催時期への変更となった。

バスについては未定で、現在の浜田漁港も含めて、場所はどこから打ち上げるかも未定である。複数箇所打ち上げるのも、人の流れの抑制や密回避の観点から警備のことも考えて、沿岸部を中心に複数箇所同時に打ち上げることで人が集中しないよう、またできるだけ多くの市民に自宅周辺でもご覧いただけるように考えている。主催は浜っ子祭り振興会及び浜っ子夏祭り実行委員会である。開催概要は資料に記載のとおり

申崎委員長  
布施委員

りだが、イベントの名称も含めてまだ詳細が固まっていない。来週火曜日に実行委員会が開催されるが、その中で決定されることも含め今後詳細が決まったら、また市ホームページ、観光協会のホームページなどで周知を行いながら今後の検討を進めていきたい。

委員から質疑があるか。

今年は元気な浜田のコロナワクチンも始まったので、もう少し規模が大きく始まることを期待したのだが、複数個所でやるとしても規模的には寂しい。

3年くらい前にこの夏祭りを含めて、開府400年を記念する前年だったか、花火自体の経費、安い金額ではできないので協賛金を集めるのに非常に苦慮すると聞いて、存続の話もあった。ここへ来てこのイベントをやるのに、各商店や協力者にも、協賛金を集めること自体が頭を下げねばならない部分があるし、私3年くらい前に質問したと思う。お金だけ集めると。言い方はきつくなるかもしれないが、何ら協賛店に対して謝礼とは言わないが何もないと。自分たちも恒例といえども協賛金を出すことを渋ったと言われた。こういう状態で開催する場合は市民の協力や協賛金あってのものもあると思う。どのように今後詰めていくか。

観光交流課長

協賛金は2種類ある。一つは浜田地域の皆を中心とする市民協賛金、もう一つが事業所への協賛金。先ほど協賛金が減って開催が危ぶまれているという話があったが、私も以前から夏祭りにかかわっているが、今協賛金が理由で開催が危ぶまれているということはないと思う。ただ、皆の協力あっての浜っ子祭りであることは間違いない。浜っ子祭り振興会という組織で経済関係、自治会連合会の皆にもご出席いただき、協賛をいただける皆に祭りの趣旨を丁寧に説明し、今年は特に春祭り含めて通常のやり方ではないので、これも2月26日に皆の承認をいただいた上で。現在市民の協賛金については6月12日から開始している。今後は事業者への協賛金、非常に悩ましいがこれについては応援いただける範囲で協力いただければということで、事務局である観光協会から7月上旬に事業者宛ての協賛金のお願いをすることになる。

この周知も兼ねて、また浜っ子夏祭り開催のチラシを例年どおり新聞折り込みにする予定だが、その折り込みについて、打ち上げ場所の周知もあるが協賛いただいた皆へのお礼の気持ちも、ここで企業名を上げるなどして感謝の気持ちをお伝えしていきたい。

布施委員

私も協賛金に対して謝るのではなくて花火大会全体の予算の中で捻出するのが難しいと聞いたため言わせてもらった。認識が違うかもしれないが、そういうことで理解した。

観光交流課長

もう一つ、花火はなぜ夏祭りにそぐうのか、課長はどう思われるか。ほかのやり方がある場合があるから聞いている。

単純に夏といえば花火というのが日本国民に定着しているというのもあると思う。それ以上のことはまじめに考えたことがなかったからわからないが、やはり皆がイメージしやすいのは花火だろうと。

布施委員

コロナ禍のサプライズでどこかの企業が花火を上げた。見た人は感動するが告知がなければ音だけで何だったのだということになる。浜っ子夏祭りの花火のよさは、港で上げて大輪を咲かせる、夢希望を花火に乗せて、音、匂い、見る、そういったもので皆を一つに注目させるという意味合いでの祭りである。だからそういう点をしっかり訴えていただき、コロナ禍だがやること自体の趣旨は言われると思う。なぜ花火を皆でこのように上げるのだということもしっかり訴えて、そのためにやるのだとやらないと、規模だけ縮小してと反対に思われる方は多い。私は見る立場としてはそこもしっかり訴えるべきだと思うので言わせていただいた。

野藤委員

日にちの変更とコロナ対策で人流を抑えるということで現段階での案になっているのだろう。5分程度の花火を5か所から10か所、沿岸部を中心にとあるので、各地域でも打ち上げられるのかと何となくイメージする。花火業者の負担が大きいのではないかと思う。あとは消防法の関係でいろいろな規制があるのだが、その辺はクリアできるか。

観光交流課長

消防法の絡みについては野藤委員も以前実行委員長としてかかわっていただいたのでご存じかと思うが、消防への届け出が必要になる。またかなり綿密な打ち合わせも必要になるのだが、浜っ子祭りは通常、尺玉を含めた大きな花火を港で打ち上げている。港で打ち上げると近くの建物や船を避けた上で堤防から打ち上げているのが通常だが、今回もできれば山で事前に消防隊員が多く散水して山で打ち上げるのではなく、沿岸部中心としたのは近くに建物がない、人も滞留しにくいということで、沿岸部を中心に考えている。それから今回玉の大きさについても尺玉のような半径何百メートルの大きなものではなく、最大でも4号玉程度、半径120メートルくらいのものを打ち上げる予定にしている。

消防にも届出書の提出で打ち上げ可能な数量というのもあって、例えば最大4号を打ち上げる場所であれば4号玉が10発、3号玉が15発、2号玉が50発以下であれば届出書の提出だけでよいということもある。今回花火を今までとは小規模なものを、できるだけ多くの方にとということで複数個所。複数個所というのは我々も心配したのだが、例年お世話になっている花火業者も工夫されて、人数を分けて対応できるということ

野藤委員

で話をいただいているので、また打ち合わせの詳細を詰めていきたい。

私は長きにわたって交渉事もやったし、ご苦勞はよくわかっている。4号玉ということなので半径120メートルなら大丈夫かなと思ったのだが、先ほど布施委員が言われたように、サプライズの花火で1回目はよいが浜田は2回目があった。2回目は不評があった。ぜひ告知してほしいと。密にならずに打ち上げるからと告知してあればそうでもなかったのだろうが、2回とも見られなかった方から不満があった。

このたびは屋台を出さずに花火だけやるとききちんと告知していれば、市民の不満は出ないと思うので、気をつけてされたら。

観光交流課長

昨年、企業が2回ほどいわゆるゲリラ花火を打ち上げられたが、今回はゲリラではなく事前に場所・日時等を皆に周知した上で打ち上げたいと考えている。また広報手段については市や観光協会のホームページ、広報はまだ、できれば当日はケーブルテレビにもご協力をと実行委員会メンバーに言われたので考える。あらゆる方法を取って周知できるように、皆で花火が見られるように、これはどちらかと言えば市民が中心となるが皆さんに喜んでもらえるような花火にしたい。

串崎委員長

ほかには。

( 「なし」という声あり )

**(3) 浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金令和3年度採択団体について** **【観光交流課】**

串崎委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

川上委員

委員から質疑があるか。

今回13団体から申請があり採択された。来年が3年目。今年度採択された方は3年間はできない。来年度には残り3団体しかない。来年度はどういう感じか。

観光交流課長

2年度目を迎え、昨年度は9団体採択、今年度も9団体採択、合わせて18団体。我々が把握している市内の団体は55団体あるが、うち活動していない社中、また今回の要件が観光協会に所属している社中または協議会・保存会に所属している社中と対象を決めているが、対象外の社中を除くと49社中がこの補助金対象になる。今は49社中の内、18社中が採択されているが、来年についてはまた方法を図って、今回不採択だった神楽社中が4社中あるが、それも含め再度応募いただけるよう周知したいと考えている。

川上委員

現状を見ると来年、本当に9団体くらい申請があるか、それ以降もあるかと心配する。3年目で終わりになる可能性はない

観光交流課長

か。  
正直、コロナ禍2年目に入り今年度、手が挙がるか心配などころでもあったが、このように手を挙げてもらったのはうれしく思うし、来年度も続けていきたい。

浜田市内各地域の神楽団体の採択状況を見ると、弥栄については2団体中2団体が採択されて、三隅も6団体中3団体、旭については採択ではないが11団体中2団体しか採択されていない。金城も11団体中4団体。一番神楽団体が多い浜田地域は19団体中7団体なので、また手を挙げていただけるものと考えている。

川上委員

手が挙がりにくいようであれば、3年という条件を外す可能性があるか。

観光交流課長

現在の状況では何とも言えないが、来年公募して選定委員会を開催し、その結果を見て4年目、5年目をどのようにするか検討したい。

串崎委員長

ほかには。

( 「なし」という声あり )

**(4) 市道の廃止・認定の状況について**

**【維持管理課】**

串崎委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

**(5) その他**

串崎委員長

執行部から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

ここで、執行部からの報告事項4件について、7月5日の全員協議会へ提出し説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

商工労働課長

今回は予定していない。

串崎委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

では執行部の意向のとおりとする。

**9 その他**

串崎委員長

執行部から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から何かあるか。

布施委員

今日の新聞に観光大使はまだが終了とあった。コロナ禍である、出番がない、浜っ子夏祭りで交代式をやっていたがそれもなくなったということで。補足説明があればお願いします。

観光交流課長

観光大使はまだについては今日も山陰中央新報に掲載があったが、実は先週まででもう2社ほど、観光協会取材を受けて、観光大使はまだが廃止されると報じられた。私も以前から観光協会と協議を進めていたが、今コロナ禍でなかなか出番がない。浜田市役所も観光部署だけでなく別部署で観光大使の派遣依頼を出されることもある。現状でいえば観光以外で依頼される少ない件数しか活動実績がないところで、今回の観光協会の判断は寂しいと思いつながらも、やむを得ない部分もあったと思う。ただ、観光大使はまだは例年、浜っ子夏祭りで交代式を実施しているが、今回はご存じのとおりステージを設けない花火大会を開催する予定なので、観光大使の出番がない中、7月の22、23でイベントが開催されようとしている。港のはまだお魚市場のグランドオープン、ここで水産振興課と調整し、何かステージで観光大使はまだの出番となる催しができないか調整している。そこで活躍してもらいたい。

観光大使はまだはイベントがないことで出番がなくなったが、観光協会ホームページや、我々が事務局を持っているはまごちのパンフレットにも登場していただいている。今後、イベントへの出演というのは思いつかないが、また何か活躍できる機会を考えていきたい。

布施委員

寂しいが観光PR大使は残っている。三浦龍司選手をぜひ観光PR大使に選んでいただいて、その上の島根県遣島使にも推薦していただくようお願いする。

川上委員

皆ご存じかもしれないが、今日、菅首相が通学路の点検のことを言われる。多分早急に点検の実施についてが出る。ということで浜田市としても心づもりをして準備されたほうがよいと思うが。

都市建設部長

今言われた情報はまだ確認できてないが、通学路については安全を確認することができるようお話いただいたので。

川上委員

特に今回は、先日小学生の列に車が突っ込んだことを受けてのことだと思うが、道路については構造的な問題もあろうし、時間的理由もあろう、いろいろあるので、しっかり吟味して対応していただきたい。

串崎委員長

ほかには。

( 「なし」という声あり )

では執行部はここで退席されて構わない。

《 執行部退席 》

[ 14時 10分 休憩 ]

[ 14時 19分 再開 ]

串崎委員長

委員会を再開する。これより市長提出議案3件について採決を行うが、委員間で自由討議が必要と思われる議案があるか。  
( 「なし」という声あり )

それでは、これより執行部提出の議案3件について採決を行う。

**○議案第59号 浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

**○議案第60号 市道路線の廃止について(今福82号線)**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

**○議案第61号 市道路線の認定について(浜田566号線外)**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で、産業建設委員会に付託された案件の審査は終了する。委員長報告については正副委員長一任ということでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

それでは7月5日の採決までに作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告フォルダに入れておくのでご確認いただきたい。

**10 請願等の意見陳述実施にかかる意見について**

**(委員間で協議)**

串崎委員長

本日請願1件、陳情4件の審査を行った。先般の議会運営委員会で依頼されているが、3月と今回実施した請願等の意見陳述について、実施してみてもの改善点やご意見をいただきたい。

意見陳述を実施した各委員会から意見等を出してもらい、議会運営委員会に持ち寄って、今後本格実施とするかどうか、



飛野副委員長

実施する場合は最終的な規程を作成するとのことなので、ご意見をよろしく願います。

時計を預かった者として、皆の参考になればと思い今日の時間配分結果を私なりに、非公式だが申し上げる。

5件ありトータルの時間は12分10秒だった。単純に5件で割ると2分43秒の陳述だった。使用時間が38分程度だったので、1件あたり7分程度。

あと採決などいろいろ足した場合の数字ははっきり集計していないが、90分くらいかかったのではないかと思う。以上を参考にしてほしい。

串崎委員長  
川上委員

今のことを参考にしながら、ご意見を伺いたい。

今日の請願、陳情とも、陳述者の時間的な問題は非常によかったと思う。ただ、的外れな回答があったので、それについてはぜひご指導いただくようお願いしたい。これは委員長に対してお願いしたい。

串崎委員長

ほかには。意見陳述の時間、冒頭がよかったのか最後にするのか、陳述時間は1件につき3分以内でよいのか、必要性など、そういうことも含めながらご意見いただきたい。

飛野副委員長

陳述時間のことだが1件3分だが、今日の結果を見ても質疑による答弁の時間がかかる。そうすると当初この3分の意義が薄れてくるように思った。

串崎委員長  
近重書記

質疑の答弁が長いのではないかというご意見だった。

陳述者と委員との質疑応答ということか。執行部とではなく。

串崎委員長  
布施委員

はい。

飛野副委員長が思われた部分は当たっているが、議員ではないので整理できる人とできない人がおられる。短くしろといっても、一を聞いて理解するときと、十言わないと理解できない。我々は場なれしているから。一生懸命答えられたことについては、短かろうが長かろうがよかったと思う。今副委員長が言ったことに対して言ったが、今日のやり方というのはちょうどよかったのではないかと。生の声を聞くことによって、その人が意図している言葉が聞けたので。

もう一つ、相変わらず執行部の答弁中に、陳述者が聞こえるようにあれこれ言っておられる。それは委員会としての整理の部分で、相手の言うことは静聴する、その後で自分の意見を言うのが規則的によいと思う。

飛野副委員長

こちらから質問すると、3分に上乗せで説明になる。当初の3分の意味がないと感じた。

笹田委員

個人的には今回の陳述を聞いて、書面でわかれば必要ないと思ったので質疑しなかった。陳述がなくても内容がわかる。

串崎委員長

ほかには。

( 「なし」という声あり )

ではこれについては3件意見が出たので、それを整理して出させていただきます。

**11 はまだ議会だより読者アンケートへの対応協議について (委員間で協議)**

申崎委員長  
野藤委員  
川上委員

私が皆の意見をまとめたが、皆の意見を伺いたい。  
まとめられていてよい。

浜田城整備し直すという感じになっている。これはもう済んでいる。城公園を整備しなければならないことを、ここで出すのは間違いではないか。必要はあるかもしれないが。

近重書記  
川上委員

文言を変えたとしたらどのような感じか。

基本的にここは要らない。「基本的に浜田城史跡は」は要らない。わざわざ。浜田の中には史跡がたくさんあるから、この中を調査してもう一度計画する必要があるでよい。確かに城について記載があるが城にはこだわらず。もしこれを使うのであれば、「城公園の整備をしなくてはいけない」を「進める必要があるかもしれない。観光事業は費用対効果を考慮しながら観光戦略を立てる」くらいだろう。

野藤委員

ご意見が「浜田城を再建してくれ」という意見である。観光浜田をつくってお金を地元にとす、そのためには浜田城というように書いてある。このことに対する答えというか、ご意見を受けとめたものを入れないといけない。城公園、浜田城をつくるのはなかなか難しいと述べて、浜田城は現在公園整備中だが、その整備計画に沿ったものを進めていくと書いてある。観光については浜田市全体のことについて、費用対効果を考慮し、という書き方がしてあるので、私はこの意見はもっともだと思う。

川上委員

確かにご意見は「城を再建して」と書いてある。初めからこれができるかを検討する必要があるかもしれないが、その前に仕事はたくさんあるということを書き添えてもらいたい。

布施委員

川上委員の発言に対して、することはいっぱいあるからということになるが、これは市民アンケートに対して、産業建設委員会としてどう答えようかというものなので、ほかにやることがあるからこれはどうなのかというよりも、委員長が言われたようにこの誠心誠意の4行に皆の意見が全部入っているから、何のために我々委員に意見を求めたのかと思う。私は川上委員の「ほかにやることもある」という意見はよくわからない。

川上委員

市内には史跡がたくさんあるから、その調査もしなければならぬ。城山だけを考えてもお城となれば各地にもあるし。全て含めて調査した上でやるのだと言えばよい。

- 布施委員 市民アンケートがそのように書いてあるのならその答えでよいが、城に関しての意見なので、市民の方には城の必要性、できなかったときはそれにまつわる公園整備を進めていく、そして次の観光戦略を考えたときには必要性含めてやっていくということで、答弁はおかしいか。史跡はたくさんあるが、優先順位が何になるか。この方は城が大事だからこういう優先順位で自分の意見を言われたのだから、それに対して我々は、この方の優先順位の一番である城の整備について回答するのが委員会としての答えではないか。
- 串崎委員長 いろいろあると思うが、そのためにアンケートのことを書いていただいた。書き方はいろいろあると思うがおおむねの方がこれでよいと言われるなら。
- 笹田委員 委員会としての意見なので、「思います」というのは使わないほうがよい。語尾だけ変えていったほうがよい。「大きなハードルがあります」、「公園整備を進めています」など。実際進めているわけだから、「思います」ではないほうがよい。
- 串崎委員長 少し修正させていただいた。これでよいか。  
( 「はい」という声あり )  
おおむね了解だということをお願いしたい。読み上げる。  
「観光客で浜田がにぎわうことは我々も同感です。ご提案になった城再建は大きなハードルが幾つもあります。浜田城跡は続日本100名城に選ばれており、城公園整備を進めています。観光については費用対効果を考慮しながら、今回のご意見を共有し環境整備に役立てます」
- 笹田委員 「考慮しながら環境整備に役立てます」でよい。
- 串崎委員長 了解した。そのように変更する。よろしく願います。

## 12 産業建設委員会の取組課題について

(委員間で協議)

- 串崎委員長 こちらは18日の産業建設委員会でお示しした提言案についてご意見をいただきたい。これはまず議長に提出し、市長へも提出するといった流れになるようなので最初に伝えておく。文面はこれでよろしいか。  
( 以下、校正作業 )  
ではこれについては、日にちはまた調整してもらおう。正副委員長だけで行うところもあり、委員会によって出し方が違うようだが、産業建設委員会はどうにするか。全員か、それとも数名か。  
( 「正副委員長で」という声あり )  
では2人で行かせていただいてよろしいか。  
( 「はい」という声あり )  
以上で産業建設委員会を終了する。

[ 14 時 43分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

産業建設委員長 串崎 利行